

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規程

平成20年4月1日

広域連合訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第4号）に定めがあるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う条例第18条の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる保険料等)

第2条 減免の対象となる保険料は、その納期限がその申請の日以後に到来する納付されていないその申請を受けた日の年度に属する保険料のうち、その申請の日以前に納付すべき保険料の年額が確定したものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、保険料の減免を受けた者に特別の事情があると広域連合長が認めた場合は、その納期限が減免の事由に該当する事実の生じた日からその申請の日前までの間に経過した納付されていない保険料を減免の対象となる保険料に含むことができるものとする。

3 条例第18条第1項各号の規定による同一の申請事由に基づく再度の保険料の減免は行わないものとする。ただし、保険料の減免を受けた者に特別の事情があると広域連合長が認めた場合は、その保険料を減免した最初の年度の翌年度に限り、当該保険料の減免を受けた者がその保険料の減免を受けた申請事由に基づく再度の申請を行うことにより同一の申請事由に基づく再度の保険料の減免をすることができるものとする。

(条例第18条第1項第1号の規定による減免の基準)

第3条 条例第18条第1項第1号の規定による保険料の減免は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。）の合計額（以下「総所得金額等の合計額」という。）の当該世帯における合算額が1,000万円以下であり、かつ、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産の価額について、その10分の3以上に相当する額の損害を被ったと認められる被保険者又は連帯納付義務者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対して行い、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ当該右欄に掲げる割合を当該保険

料に乗じて得た額を減免するものとする。

被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した総所得金額等の合計額の当該世帯における合算額	損害の程度	保険料の減免の割合
500万円以下であるとき	10分の3以上10分の5未満	100分の50
	10分の5以上	100分の100
500万円を超え750万円以下であるとき	10分の3以上10分の5未満	100分の25
	10分の5以上	100分の50
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の3以上10分の5未満	100分の12.5
	10分の5以上	100分の25

(条例第18条第1項第2号及び第3号の規定による減免の基準)

第4条 条例第18条第1項第2号及び第3号の規定による保険料の減免は、当該年度の保険料の賦課期日現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した総所得金額等の合計額の当該世帯における合算額が400万円以下であり、かつ、当該合算額と比較して、その申請のあった日の属する月前6箇月とその申請のあった日の属する月以後6箇月に予定される被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき総所得金額等の例により算定した額の合計額、並びにその申請のあった日の属する月前6箇月とその申請のあった日の属する月以後6箇月に予定される被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定したその申請事由に起因する国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付及びこれらの年金たる給付に類する障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の金額等の合計額の当該世帯における合算額が10分の5以上に相当する割合で減少することが見込まれる被保険者又は連帯納付義務者に対して行い、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ当該右欄に掲げる割合を当該保険料の所得割額に乗じて得た額を減免するものとする。

被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した総所得金額等の合計額の当該世帯における合算額	所得の減少の程度	保険料の所得割額の減免の割合
200万円以下であるとき	10分の5以上10分の7未満	100分の50
	10分の7以上	100分の100
200万円を超え300万円以下	10分の5以上10分の7未満	100分の25

下であるとき	10分の7以上	100分の50
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の5以上10分の7未満	100分の12.5
下であるとき	10分の7以上	100分の25

(条例第18条第1項第4号の規定による減免の基準)

第5条 条例第18条第1項第4号の規定による保険料の減免は、次の各号に掲げる場合に該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、広域連合長が認める割合を減免するものとする。

- (1) 被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- (2) 前2条の要件に類する事由に該当すると広域連合長が認めるとき。

(減免の取消し)

第6条 保険料の減免を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその属する世帯の世帯主の財産の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でない認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(災害救助法が適用された災害等により被害を受けた被保険者の例外措置)

第7条 前5条の規定にかかわらず、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、これに伴う原子力発電所の事故による災害、平成23年3月12日に発生した長野県北部地震、平成30年7月豪雨災害又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、広域連合長が認めた大規模災害により被害を受けた被保険者に対する減免は、広域連合長が別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、保険料の減免の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日広域連合訓令第2号）

この規程は、平成23年7月1日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規程の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成30年9月19日広域連合訓令第10号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規程の規定は、平成30年7月5日から適用する。